

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

太田市立生品小学校
校長 佐藤 和弘

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

- * インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。
- * 登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。
- * 医師に「学校感染症通知書」を記載していただいた場合はその書類も一緒に提出してください。
- * なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。

・・・・・・・・・・キ・・・・リ・・・・ト・・・・リ・・・・セ・・・・ン・・・・・・・・

保護者が記入して提出

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

+

年 組 氏名

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日： 令和 年 月 日（診断型：A 型 B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登校再開日： 令和 年 月 日
(登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。)
※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____ 印